

青森県健康増進検討委員会設置要綱

(目的)

第1 本県の健康寿命の延伸に資するために策定される青森県健康増進計画の策定及び進捗状況の評価に係る提言を行うため、青森県健康増進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県の健康寿命に係る課題の整理に関すること。
- (2) 青森県健康増進計画の策定及び進捗状況の評価に係る提言に関すること。

(委員)

第3 委員会は、別表1に掲げる者からなる委員で構成し、知事が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は5年間以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、必要に応じて青森県健康医療福祉部長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課において行う。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年6月19日から施行する。

この要綱は、令和5年4月19日から施行する。

この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

別表 1

委員の分野	
本県の健康寿命に係る課題の整理及び県健康増進計画の策定に係る提言及び評価に関する下記領域の医師若しくは歯科医師、学識経験者又は実践者等及び公衆衛生医師	
1	栄養・運動領域
2	糖尿病・循環器病・がん・たばこ領域
3	こころ・アルコール領域
4	歯科領域